（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～十　略］

十一　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［十二　略］

［2～4　略］

（所在不明による支給停止の申請）

第百五十二条　法第百六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［五　略］

［2　略］

（年金受給権者の異動報告等）

第百五十九条　年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は払渡金融機関を変更するときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～七　略］

八　払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関

ロ　イに掲げる者以外の者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一　略］

二　前項第八号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

［3・4　略］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　［同上］

［一～十　同上］

十一　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［十二　同上］

［2～4　同上］

（所在不明による支給停止の申請）

第百五十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［五　同上］

［2　同上］

（年金受給権者の異動報告等）

第百五十九条　［同上］

［一～七　同上］

八　払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関及び従前の払渡金融機関

2　［同上］

［一　同上］

二　払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の名称及び所在地を記載した書類並びに預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

［3・4　同上］